

6 児童虐待防止対策の充実について

児童虐待に係る痛ましい事件が後を絶たない中、国は児童相談所や市町村の体制と専門性の強化をさらに進めるため、平成30年12月に「児童虐待防止対策総合強化プラン」を策定した。

全国の児童福祉司の配置人数を2017年度の3,240人から2022年度には5,260人まで増員(+2,020人)する目標が定められている。さらに、専門性強化の観点から相談援助業務経験を任用要件とするなど児童福祉司の任用資格の厳格化も打ち出している。

今後は、配置人数の大幅な増員と要件の厳格化が同時に求められるため、人材確保が一層困難になることが危惧される。

それだけでなく、2022年度までに全市区町村において子ども家庭総合支援拠点の設置や要保護児童対策地域協議会担当者の配置など体制を強化するとしているが、これに対応する職員の専門性の確保や財源の確保も課題となっている。

さらに、近年の児童虐待相談対応件数の増加に伴い一時保護所の入所率が上昇している。施設入所のために一時保護所で待機する児童も多く、こうした児童の入所期間も長期化している。

児童の迅速な安全確保のためには、児童養護施設も含めた社会的養護の受け皿を早急に拡充するとともに、一時保護所の体制整備が必要である。

国では家庭養育優先の考えのもと、施設養育から里親委託等への転換を進めることとしているが、それを可能とするための里親の確保や育成、社会全体の意識の醸成、里親子を支援する体制の整備など多くの課題がある。

全国で数多くの児童虐待が発生している現状を踏まえ、体制の整備を進める必要がある。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 児童相談所や乳児院・児童養護施設等への就職希望者の資格取得等に対する支援や児童養護施設等職員の処遇改善につながる配置基準の見直しなど、人材確保対策を講じること。
- 2 市区町村の児童虐待相談担当職員について専門職を含め配置基準を明確にし、必要な財源を確保すること。また、要保護児童対策地域協議会に専門職を配置するための財源も確保すること。
- 3 一時保護所の施設整備や環境改善のための改修に係る財政的支援を講じるとともに、ケアニーズの高い児童の増加に十分対応できるよう職員配置基準を見直し財源を確保すること。
- 4 全ての児童の適切に養育される権利を擁護するため、児童養護施設や乳児院による受け皿が十分に確保されるよう地域の実情に応じて施設の整備に対する財政的支援を講じること。